平成２６年（フ）第３７号
広島県呉市仁方本町２丁目３番29号
債務者　東衣料品店こと　東　　泰宏
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
広島地方裁判所呉支部

平成２５年（フ）第３００号
徳島県阿波市阿波町南五味知150番地１
債務者　岡本　秀子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第８号
徳島県阿波市土成町土成字美納地79番地２
債務者　手束　雄介
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５１号
熊本市北区植木町一木570番地１　アビタシオンジェルメＢ102号室、前住所熊本市北区八景水谷４丁目５番33―208号　飛田ハイツ
債務者　山本　志保
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１０号
熊本市北区太郎迫町322番地
債務者　野口　一行
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１１号
熊本市北区太郎迫町322番地
債務者　野口アヤ子
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１２号
熊本市北区太郎迫町322番地
債務者　野口　哲治
1　決定年月日時　平成26年３月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第１１３号
熊本市中央区新町２丁目12番26号　ノアール光助新町501号
債務者　森永　恭代
1　決定年月日時　平成26年３月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２６年（フ）第６号
高知県幡多郡黒潮町白濱27番地１
債務者　武政　昭子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第１０号
高知県四万十市中村四万十町20番地２　コーポ四万十２号館403号室
債務者　齊藤　智子
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月21日まで
高知地方裁判所中村支部

平成２６年（フ）第５１号
兵庫県三田市学園３丁目２番地　Ｆ棟601号
債務者　橋本　邦子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１１２号
神戸市垂水区本多聞５丁目１番156―201号
債務者　ライズ原田ことライズＨＡＲＡＤＡこと　原田　　誠
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１４７号
神戸市北区南五葉１丁目４番22―306号
債務者　新島　梨恵（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１５２号
神戸市北区鹿の子台南町２丁目６番12号
債務者　難波　早苗
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１８０号
神戸市北区有野台５丁目１番地　23―203号、従前の住所神戸市北区有野台５丁目１番地18―503号
債務者　松原　輝子
1　決定年月日時　平成26年３月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７号
大分県佐伯市大字堅田6265番地１
債務者　青木　泰徳
1　決定年月日時　平成26年３月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月27日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

平成２６年（フ）第４８号
青森市大字野内字浦島34番地６
債務者　今　　定幸
1　決定年月日時　平成26年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年５月28日まで
青森地方裁判所民事部破産係